



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	it is possible と possibly : 二種類の法表現
Author(s)	葛西, 清藏
Citation	北海道大學文學部紀要, 42(3), 95-114
Issue Date	1994-03-08
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/33627
Type	departmental bulletin paper
File Information	42(2)_PL95-114.pdf



it is possible と possibly

——二種類の法表現——

葛 西 清 藏

0. 文は「話し手がのべようとするところが客観化された部分と、それについて話し手が主観的に判断を下した部分」からなるということは、さまざまな形でいわれてきている。客観的な表現と主観的な表現、命題内容と法表現 (=モダリティ)、詞と辞、dictum と modus 等々である。

本稿が扱おうとするのは、文が上でのべた二つの部分からなるという、そのこと自体ではなく、たとえば、命題内容と法表現の二分類を前提とした上で、このような分類が二者択一的に截然とできるものかどうか、を問うことである。すぐれて客観的、または、主観的な表現はもちろんあるが、「客観的な表現でありながら主観的な性質をもつもの、また、客観的な表現でありながら法表現的でもある場合がある」ことから、「it is possible と possibly などの二種の表現は、性質がまったくちがうものであり截然と区別できる」とするのは正確でないことをのべようとするのがこの稿の目的である。

このことに関する最もまとまった論考は、it is possible などは客観的な表現であって、法表現でないとする中右の論文 (1979, 1980) である。これを中心に検討しつつ議論をすすめることにする。1. では、it is possible が possibly と意味的・機能的に類似している点を個別的にみる。2. では、中右が客観的な表現であり、法表現ではないとする it is likely などは「主張」になるはずであるが、現実には補文との意味的な関係から、これが「主張」にならず、相対的に法表現のようになっていく例をみる。3. では、中右が法表現であるかどうかを決めるのに「決定的に重要」な役割をするという付加

疑問を検討し、これが「決定的に重要」な役割を果たすとは言えないものであることを見る。つぎに 4. では、典型的な法表現であるはずの I believe が、法表現となっていない例をみる。自分の気持ちを確認する付加疑問があることから、「付加疑問は、客観的な表現と主観的な表現を截然と区別する基準となれるものではない」ことをみる。5. はまとめである。

1. まず、つぎの例から見ていく。

1. a *Probably* he is rich.

b *It is probable* that he is rich.

1. a の *probably* は命題 *he is rich* の意味内容について、その蓋然性が *probably* であると話し手が判断したもので、話し手の主観的な表現、つまり法表現である。これは発話時の話し手の気持ちのもち方、つまり心的態度をのべた副詞、法副詞である。1. a の文は、法表現 *probably* と *he is rich* という命題 (内容) からなっている。1. b では、*it is probable* が 1. a の *probably* と「意味的に同義 (semantically equivalent)」(Greenbaum 1969 : 149~50) であり、*probable* は法形容詞とよばれる。

probably も *it is probable* も同義で、命題 *he is rich* にたいする話し手の判断を表している、というところまでは共通にいえる。ところが、1. a, b に付加疑問をつければ、それぞれ、*won't he?*, *isn't it?* となることから、この二つには決定的な違いがある、と中右はつぎのようにいう。

2. いちばん強力な証拠は付加疑問のありように関するものである。

付加疑問形成にとって決定的に重要なのは、命題とモダリティの峻別である (1980 : 179)。

そして、普通自分の気持ちのもち方を相手にきいて確認することはないことから、付加疑問を命題内容と法表現の決定的な区別の方法であるとする。

たとえば,

3. a * *Surprisingly*, he ate wild mushrooms, *didn't he*?
b *It is surprising* that he ate wild mushrooms, *isn't it*?/
* *didn't he*?
4. a * Has John *fortunately* come?
b *Is it fortunate* that John has come?(1981: 178)

3. a の非文の理由は, *surprisingly* のもつ「叙述的前提」と付加疑問のもつ話し手の「確認的態度」の間の「衝突」にあるとする (1981: 176)。つまり, *surprisingly* は以下の命題内容を前提として, それが *surprisingly* であると判断してるのに対し, 一方では付加疑問により, そのおなじ命題内容の確かさを聞き手に確かめる, ということを示していて, 一つの命題 *he ate wild mushrooms* に対する話し手の気持ちのもち方が一定していない。これは「異質のモダリテイの衝突」(1979: 178) であり, 非文となるのだというのである。筆者のかねてからの主張は「話し手の心的態度が一貫しなくてははいけない」ことであるが, この一貫性が欠如していることが非文の理由ということになろう⁽¹⁾。3. b の *it is surprising* は, 客観的な命題をつくり, この部分に付加疑問がかかる。これは法表現ではないから, 「モダリテイの衝突」はなく, 非文にならない。

また, 4. a では, 疑問法と価値判断の副詞という「二つの異質のモダリテイにおける衝突」である, とまったく同じように説明される。

ここまでの議論にまちがいがあるとは思われない。しかし, *possibly* が法表現で, *it is possible* がそうでないというようにはつきり断定的に区別できるものかどうか, 以下考えていくことにする。

1.1 中右の 3. b の文をもう一度みてみよう。5. a としてくり返す。

5. a *It is surprising* that he ate wild mushrooms, *isn't it*?/

* *didn't he?*

b He ate wild mushrooms, *didn't he?*

c *It is surprising* that he ate wild mushrooms.

付加疑問が *isn't it?* となっていることは, *it is surprising* の部分がたしかに主張の部分となっていることを示しており, 中右の主張に沿うものである。しかし, 5. b, c が非文でないことからすると, 5. a の非文の理由は, まさしく, *it is surprising* と *didn't he?* が共起していることに原因があることになる。つまり, 5. a の *didn't he?* が非文をつくるのは, 命題 *he ate wild mushrooms* にたいして, 一方ではその命題が真であることを前提に, それが *surprising* であるとしながら, もう一方では同じ命題内容にたいし, 聞き手の意見を求めている, という二つの異なった態度が対立し, この「心的態度の一貫性の欠如」が原因であると考えなければならない。*it is surprising* は確実に心的態度の表現, 法表現として機能している。

1. 2 つぎの例をみよう。Schreiber (1972 : 335~6) は 6. a にたいする可能な答えとして, 6. b~f をあげている。

6. a Did Al cheat on the exam?

b Yes.

c *Abviously.*

d *Obviously yes.*

e *Obviously, he cheated on the exam.*

f *It is obvious* that he cheated on the exam.

1. a, b でみたのと同様, ここでは, 6. a に対する答えとして, 6. e, f, つまり *obviously* と *it is obvious* は, 意味的に同等であるばかりではない。同一の文脈のなかで, おなじようにつかえることから, 機能的にも同等であることが示されていると考えなくてはならない。

it is possibleとpossibly

- 1.3 7. *It is probable/? Probably* the hare will win the race, but somehow I think the tortoise actually will.

Hanson (1987: 135)

この文で, probably のついた文も非文ではなく, ? となっているところを見ると, 1.2 の場合同様 it is probable と probably は, 意味的にはもちろん, 機能的にも類似性があることを示している⁽²⁾。

- 1.4 8. a Pancho will win, *it's certain*.

b It rained, *it is true*.

9. a *Certainly*, Pancho will win.

b *Truly* it rained.

中右では8. a と9. a, 8. b と9. b はそれぞれ, 「ほぼ等価」(1983: 601) (cf. 安井 1976: 8) であり, *it's certain*, *it is true* は「モグリテイとして意味的にも凍結した単位」(1983: 602) になっていると認めている。「凍結した」とは,

10. a *Pancho would win, *it was absolutely certain*.

b *It rained, *it was necessarily true*.

のように, 副詞 *absolutely*, *necessarily* を挿入すると非文になるためである。

この非文性は, *it is certain*, *it is true* が, 本来 *certainly*, *truly* とおなじ法表現であり, 主張はあくまで前半部の, Pancho will win, it rained であるはずである。ところが, *certain*, *true* に *absolutely*, *necessarily* という副詞を付すことによって, この部分が意味的に優位になり主張となって, 前半部の主張と衝突するために非文となるのであろう。

- 1.5 さらに Schreiber (1971: 85) のもう一つの例をみよう。

11. a *Clearly*, Hitler was a madman.
b That's false.
c He was not.
12. a *It is clear* that Hitler was a madman.
b That's false.
c He was not.

11. a の主張は, Hitler was a madman であって, clearly はその主張にたいする蓋然性をしめす法副詞でしかない。11. b, c は, Hitler was a madman を否定している。一方客観的な表現 it is clear をふくむ 12. a では, It is clear が主張部分であり, この文の否定 12. b は本来, Hitler was a madman を否定しえないはずである。しかし, 12. b に 12. c の He was not. をつづけると, これは「すくなくとも, ある観察者には, 奇妙 (peculiar) におもわれる」といいながらその可能性を否定していない。つまり, Hitler was a madman を否定する可能性があることを示している。ここでも clearly と it is clear は機能的にも重なりあう可能性のあることをが示唆される。このことはつぎの例でも支持される。

1. 6 13. Bill said: *It is likely* that Seila knew all along.
a which is a lie — it isn't.
b which is a lie — she didn't.

Erteschick (1977:58), Erteschick/Lappin (1979:66)

ここでは, it is likely は主張になり, a ではその部分が否定されている。また b の場合には, Seila knew all along が否定されており, 「it is likely は完全に真偽の外にあり, したがって, 法副詞とおなじ機能をしている」と考えられる。同じことが, つぎにもみられる。

1. 7 14. A: Did Bill leave?

it is possible と possibly

B: *It's possible.*⁽³⁾

命題内容は、「疑問文の中から問いかけのモダリティ成分を除いた残りの部分」(中右 1983: 615) をさしており、疑問は命題部分 Bill left にたいするものである。Bの発言で省略されているのは Bill left である。「モダリティは削除の対象にはならない」(中右 1979: 243) から、削除の対象になっていない It's possible はやはり法表現の機能をはたしていることになる。

1.8 命題内容の蓋然性をあらわす法助動詞と法形容詞のあいだにはつぎのような平行性がある。

- | | | | |
|-----|-----------------------------|----------------------------|--|
| 15. | certainty | | uncertainty |
| a | may, might, can
possible | should
probable, likely | must, have to
certain
DeCarrico (1980) |
| b | possibly | probably | certainly
Huebler (1983) |

16. a John *should* bring a girl to the party, and she *might* be a linguist.

b *John *might* bring a girl to the party, and she *should* be a linguist.

17. a It is *certain* that John caught a fish, and *possible* that he ate it.

b *It is *possible* that John bought a fish, and *certain* that he ate it.

15. a でみるように、蓋然性をあらわす法助動詞と法形容詞にははっきり平

行した段階がある。法助動詞があらわれる 16. a, b の文をみると、蓋然性の高いものが、先にこなくてははいけないことがわかる。これは当然のことである。蓋然性の低いことがらについて、強い確信をもつなどということはありえない。蓋然性の高い表現が、作用域を広くもたなくてははいけない⁽⁴⁾。17. a, b をみると、16. a, b と、平行する関係がある。しかもいま見た 15. a の法助動詞、法形容詞は、15. b の法副詞ときれいに平行していることをみても、it is possible, it is certain の法形容詞は、possibly, certainly など他の法表現と同じ機能をしているといえよう。

1.9 15 でみた蓋然性の段階性について、ここでさらに、法助動詞と法形容詞の関連性をみよう。

もともと、I think のような法表現には、つぎのような「否定辞くりあげ」が可能である。

18. a *I think she doesn't speak Basque.*

b *I don't think she speak Basque.*

ところが、補文に法助動詞があり、19 の否定辞をくりあげると、その段階性によって、20 のような現象がおこる。

19. *I think you can't/may not/shouldn't/oughtn't to/mustn't/haven't to leave.*

20. *I don't think you # can/#?may/should/ought to/#?must/# have to leave.*

(#：否定辞くりあげ前の文がないことを示す)

蓋然性が高くて低くてもくりあげを許さない。許されるのは、中間の should, ought to の場合だけである (Horn 1978: 198)。興味深いのは、まったく同じ現象が法形容詞についてもみられることである。

21. It * *isn't possible/isn't likely*/* *isn't certain* that Mary will leave until after the show.

「蓋然性が高いもの、低いものが否定辞くりあげを許さないで、中間の likely のみにゆるされるという点で、法助動詞と法形容詞は同じふるまいを示す」⁽⁵⁾。ここでも、法形容詞が法助動詞とおなじく法表現としての性格をもっていることが確認できる。

以上の点から、法助動詞を介して、法形容詞、法副詞は意味的にも、機能的にも平行している側面をたしかにもっていることがわかる。

1.10 最後につぎの例をみよう。

22. a Is he *possibly* a scholar?
b *Is it possible* that he is a scholar?

Schreiber (1971:88 note 11) によれば、この文で、法副詞は文頭にはこれないが、22. a のように文中には起こりうる。しかし、これは、22. b の意味においてであるとする。つまり、22. a で問われているのは、he is a scholar が possible かどうかであって、Is he a scholar? を問うているのではない。ここでは、確かに、「possibly が真偽の対象になっており、it is possible と同じ機能をしている」⁽⁶⁾。

命題内容は客観化されたものの表現であり、法表現はそれに対する話し手の主観的な判断そのものである、というのはそれでよいのであろう。しかし、上で見てきたように、it is possible のような、「客観的な表現をとりながら、機能的には possibly 同様、主観的な判断をあらわしているもの、法表現 possibly が客観的な表現 it is possible とおなじ機能をしているものが確かにある」。このことから、「法表現には客観的な表現をとるものとそうでないものの二種類ある」と考えるほうが妥当である。Lyons は、「はっきりした区別は

しにくい」し、「認識論的な理由もはっきりしない」(1977: 797) といいつながら、法表現には、possibly のような主観的 (subjective) なもの (cf. Urmson 1963: 228) と、it is possible のような客観的 (cf. Perkins 1983: 120) なものの二種類があるとのべているのは正当である。「it is possible を法表現でない」というのは無理である。さらに、言えば it is possible の類を法表現と認めないということは、実は「法形容詞」というものほとんどがそもそも存在しないということをも意味している。

2.1 中右にとって、つぎの it is likely は客観化された表現であって、本来、主観的な法表現とはなりえない (1980: 173, 174) ものである。

23. * *It's likely that they've left the phone off the hook, haven't they?*

したがって、ここでは、付加疑問は *It's likely* の部分にかかるべきなのに、*they've...* の部分にかかっているために 23 は非文となっている。これは間違いない。

ところで、文を談話構成とのかかわりでみると、文は「主張」(assertion) と「前提」(presupposition) とからなっている (中右 1983: 548)。そして、主張部分は「聞き手にとって既知でないと少なくとも話し手が仮定する情報」(1983: 549) である。中右にとって、既知とは「ある事柄の知識 (概念、命題) が、発話の時点で先立って、あらかじめ確定した話題として、話し手の意識のなかにあるとき、その意識は既定的である」(1983: 549)。そして、「既定的補文を要求すると考える代表的な述語」のひとつに (it) be (un) likely があげられている (1983: 552)。既定領域は意味論的な「島」をなし、既定領域の構成成分は「凍結した意味単位を成すので、それを崩すような統語的操作は許されない」(1983: 554) のであって、もちろん、「既定領域内に主節現象は生ずることはできない」(1983: 554)⁽⁷⁾。これは全体として適切なものである。

it is possibleとpossibly

このことに関連して, it is likely をふくむつぎの例をみてみよう。

24. a *It's likely* that most books on Wittgenstein he will have read already.
b *It's likely* that most embarrassing of all was falling off the stage.
c **It's likely* that seldom did he drive that car.

ここでは, that 節の中で, 否定辞の前置は許されないが, 目的語, 補語の前置の主節現象は許されている。つまり, it is likely は既定節をとっていない。24. a, b では that 節の方がむしろ主張となり, it is likely は that 節の命題内容について, それが likely である, と補足的にのべているにすぎない⁽⁸⁾。たしかに, 「it is likely は法表現として機能している」。

また, 「既定補文を要求すると考える代表的な述語」ではない seem, guess, suppose についてみよう。it seems, I guess, I suppose はいずれも法表現, 中右のモダリティである (1980 : 174, 180)。

25. a *It seems* that meeting will never end, will it?
b *It seems* that not a bite has she eaten.
c **It seems* that into the garden ran ran one.
26. a *I guess* it's a waste of time to read so many comic books, isn't it?
b ?? Bill wanted to win, and *I guess* that win he did.
c ? **I guess* that into the garden ran a yellow cat.
d **I guess* that not a bite has he eaten.
27. a *I suppose* the Yankees will lose again this year, won't they?
b *I suppose* that the remaining strawberries John ate.
c *I suppose* that most embarrassing of all was falling off the

stage.

「主節現象」といっても、おなじ主節動詞のなかでさえ、その性質は一様ではなく、かなりの段階性があり、これを単純に二つに分類するのでは不十分である⁽⁹⁾。これらの例からいえることは、「かならずしも既定の補文を要求しない動詞でも、既定の補文をとるものと似たふるまいをしている」ことである。従属節に名詞句前置を許し、補語前置を許すという点では、it is likely は、I suppose と、否定要素前置を許さないという点では、it seems, I guess と機能的に同じである。

以上、中右が、法表現ではないとする it is likely は、法表現である it seems, I guess, I suppose と同じ働きをする場合があることをみた。一つの命題でありながら、法表現の性格をもつもの、また法表現でありながら、一つの命題の性質をもつものがあることを示したことになる。

2.2 さらに、つぎのことを付け加えたい。

上にあげたさまざまな文のなかには、何らかのかたちで修正をくわえると許容される文になるものが多い。

28. a **It seems that into the garden he ran.*

b ?? *It seems that into the garden ran the golden haired girl.*

c *It seems that into the garden ran a golden haired girl.*

同じような統語現象でも、文尾にある主語が、代名詞ではなく、否定冠詞・修飾語がついて意味的にゆたかになった名詞句になると許容されるというのは、まさしくこの現象は意味的なものであることを示している。このことは、既知の補文を要求する典型的な動詞、deny, be surprised (中右 1983 : 552, 553) についてもみられる (大文字はストレスがかかっていることを示す)。

29. a **I deny that the remaining strawberries John ate.*

it is possibleとpossibly

- b? *I deny* that the remaining strawberries John ATE.
30. a **I was surprised* that the remaining strawberries John ate.
b? *I was surprised* that the remaining strawberries John ate
at breakfast.
c *I was surprised* that the remaining strawberries John ate
AT BREAKFAST.

ここでは修飾語ばかりでなく、ストレスもかかっていることを示している。これは、なんらかの形で意味的にゆたかになればその部分が意味的に優位になり、相対的にこの部分が主張になり、衝突がおこらなくなって、許容される文になることを示している。「ある表現が法表現であるかどうかは、その部分だけできまるのではない。その他の部分の意味的なゆたかさとの関係で相対的にきまるのである」。中右(1983)の論文ではこの点に一切言及されていない。これはきわめて大きな手落ちである。

3. 話し手の「発話時における心的態度を叙述したもの」(中右 1980: 159)である法表現は、話し手の主観的な表現であるという性質上、それは、「真偽の対象にはならない」(1979: 237)。したがって、法表現が疑問の対象になることはありえない。

31. a John is *possibly/probably/certainly* a doctor, *isn't he?*/
* *isn't it?*
b *It is possible/probable/certain* that John is a doctor,
* *isn't he?/isn't it?*

31. a では、付加疑問でみるように、John is a doctor が真偽の対象になっている。possibly/probably/certainly は真偽の対象になっていないから、法表現である。31. b では、it is possible/probable/certain が真偽の対象になっているから、これは法表現ではない(中右 1980: 174)。中右の主張とはちが

い, it is possible/possibly には, かなり機能的にも類似点があることはすでにみた。すべては, 「付加疑問は, ある表現が法表現であるかないかをきめる決定的な基準になりうるか」ということである。ここでは, この点から, 付加疑問が, it is possible と possibly を截然と区別する基準となるかどうかを考えてみる。

3.1 付加疑問の詳細な議論はすでにした(葛西 1988)のでくりかえさないが, 関係する部分だけを簡単にみることにする。

24. 平叙文

- a He likes his job, doesn't he?
- b 平叙法⁽¹⁰⁾ + [he likes his job] + 付加疑問法

25. 命令文

- a Open the door, won't you?/will you?
- b 命令法 + [you open the door] + 付加疑問法

26. 感嘆文

- a How elegantly she dresses, doesn't she?
- b 感嘆法 + [she dresses elegantly] + 付加疑問法

27. 疑問文

- a * Did John drink beer, didn't he?⁽¹¹⁾
- b 疑問法 + [John drank beer] + 付加疑問法

中右は, 付加疑問は「通例下降音調」⁽¹²⁾のもとに, 「付加疑問法」, つまり「話し手が聞き手に自ら想定するところについて念を押すという態度を表現している」(中右 1979: 246) という。

ところで、24、25、26の文は、それぞれ平叙法、命令法、感嘆法、と付加疑問法の二つの異なった法表現を含むが、「異なったモダリティの衝突」のためで非文になるということはないのであろうか。これには、付加疑問法の性質を考えてみる必要があると思われる。

3.2 ここで付加疑問についてつぎの例文をみよう。

29. A : Their daughter is very clever.

B : (Yes) Isn't she?

30. a You can't whistle through it, *now* can you?

b You wanna bust him, *or* don't you?

c We have been good friends ; weren't we?

31. a But Maria has been good. Has she not?

b It's here I look like Minna Davis. Isn't it?

29では、聞き手が付加疑問に相当する部分をのべており、30では付加疑問のまえに *now*, *or* のほかにセミコロン(;)が介在している。31では、すっかり別の文となっている。このように付加疑問はその独立性において、独立の文が、別の文にくりこまれていく過程にいくつかの段階があり、いわゆる付加疑問は、その一つにすぎないと考えられる⁽¹³⁾。

以上のことから考えると、付加疑問は、本質的には、前半部分とは別の要素とみるほうが正当だと思われる。D. J. McCawley は、これは「別の文」(a separate S)であり、「付加疑問はルート S の外にある」(1988 : 482) というし、また Y. Ziv (1985 : 189) は「その文の外にある」といっているところにも、これを裏付けることができる。結局、付加疑問の性質はつぎのようにまとめることができる。

33. 形式的には、本来、別の文であるものが、接続詞なしで、いかにも前の文の一部であるかのように付加されたものである。意味的

にはもう一つの心的態度をふくむものでありながら、これも前の文に対立するよりは、むしろ前半部の意味をなんらかの形で、強めたり、弱めたり、修正 (modify) する。

(葛西 1988 : 15)

付加疑問はたしかに話し手の心的態度の表現ではあるが、それはあくまで、すでにのべられた態度表現を多少強めたり、弱めたりするだけの働きをするものであって、平叙法、命令法などの「法」と同等の一つの法として「付加疑問法」というような性質のものではない。すでに見たように、それ独自の法を認めれば、すべての付加疑問は前半のもつ法性と「異なったモダリティの衝突」となり、非文をつくるはずだからである。付加疑問は、法表現とそうでないものを截然と区別する基準としては無理がある。

4. これに関連してつぎの文をみよう。34. a, 35. a, 36. a の文にたいして、どういう付加疑問をつけるか、アメリカの英語教師にたずねたものである。数字は回答した人数である。

34. a I believe that Dr.Spock is innocent.

b Don't I? 36

c Isn't he? 10

35. a Dr.Spock is innocent, I believe.

b Don't I? 7

c Isn't he? 38

d Isn't it? 1

36. a Dr.Spock, I believe, is innocent.

b Isn't he? 43

c Don't I? 3

Langendoen

34. a, 35. a, 36. a の I believe はいずれも定義上法表現である。したがっ

て、中右では、法表現の真偽を問う don't I? はおこるはずがない。しかし、34. b, 35. b, 36. c では don't I? がある。とくに 34. b では 46 人中 36 人、実に 78% が主観的な法表現を真偽の対象にしている。「主観的な法表現でも、真偽の対象になることがある」ことをここでも確認できる (I believe の位置によって、数字のかなりはっきりした違いがあり、法表現の位置による段階性の可能性を示唆するものとして興味ぶかいがここでは、ふか入りしない (cf. 葛西 1993))。主観的な判断でも、その判断にあまり自信のないときには、その判断の成否について聞き手に同意をもとめるということは、日常あることである。しかし、中右 (1979: 246) では、「付加疑問は通例下降音調」とし「自ら想定するところについて念を押す」についてのべられているにすぎない。現実には、上昇音調によって、「自分の発言の確認をもとめる」(Quirk et al. 1985: 811) こともあるのである。中右が、「付加疑問形成にとって決定的に重要なのは、命題とモダリティの峻別である」(1980: 175) という時、そこには「発話時の話し手の気持ちのもち方ははっきりきまっていて、ゆるがない」という前提があり、話し手の微妙な気持ちのゆれは、いっさい考慮にはしていない。

付加疑問は、それなりの心的態度の表現であることは認められるが、法表現としては、きわめてその性格がよわく、いわゆる疑問という法表現と同じレベルで考えるべきではない。命題と法表現を峻別するのに、「決定的に重要」だと考えるには無理があることは否めない。

5. it is possible は定動詞をもち、節をつくっており、客観的な表現としての性格をもつ。しかしいくつかの例でみてきたように、possibly とおなじくふるまっている点もある。逆に possibly が it is possible のように主張部分をなしていると考えられる場合すらある。また中右が法表現とはなりえないという it is likely が、「従節」の意味との関係で、法表現らしくなってしまう例をみた。また、法表現である it seems, I guess が主張部分になったり、付加疑問が法表現とそうでないものを区別する決定的な基準としては無理があること、中右の議論には話し手の「不安定」な気持ちが無視されていることを

みた。これらの一連の事実からすると、it is possible と possibly について、両者は法的な性質をわけあっており、前者は、客観的な表現であり、法表現とならないし、後者は主観的な法表現であるとして、截然と区別するのはいかにも無理があることがわかる。

註

- (1) 葛西 (1981, 1992, 1994) を参照。
- (2) 表題の問題は、つぎのようなことにも関係がある。
 - i. More *remarkable* still, the 'A' has completely outpassed the ordinary shares, only 39 percent up.
 - ii. *Strange* that he is guilty.

Greenbaum は、i の remarkable を、意味をかえずに remarkably にできるという。また、一方 ii の strange について、本学の米人教師は、文頭に it is が省略されていると考えられ、付加疑問をつけるとすれば、isn't it? になるという。この種の形容詞は、法副詞と法形容詞のちょうど中間的な性格を感じさせるものである。
- (3) i A': They won't be coming back.
 B': *Unfortunately*, so. (*It's unfortunate that they won't.*)

Quirk et al. (1972 : 518) は、A'の対応として B'をあげ、この unfortunately は、it's unfortunate に等しいとみている。これは、ちょうど本文の B と逆の方から、法形容詞と法副詞の機能上の類似性をのべたものである。
- (4) i * Rarely did John probably run so fast.

この文が非文になるのは、同じ理由によるのであろう。つまり、John ran fast について、probably と蓋然性をのべておきながら、一方では、rarely が文頭にあり、以下を半ば否定しており、蓋然性のひくい rarely が前にきている。
- (5), (6) it is 法形容詞でも蓋然性の程度によって、振舞いがちがうという興味おかいことが示されているが、ここでは深入りしない。葛西 (1993) 参照。
- (7) i * Is this the book which read …… (これは読みなさい本ですか) など命令文からも「抜き出し」ができないから、中右の「既定」による説明は適切ではない。「既定」を「明確な心的態度が表明されたところ」とすべきである、というのが筆者の主張である。葛西 (1981, 1985) を参照。
- (8) この種のことにについては、葛西 (in preparation) を参照。
- (9) たとえば, Ogle (1981) を参照。段階性については葛西 (1993 a) を参照。
- (10) 中右 (1980 : 160) は、疑問文、命令文、疑問文には、話し手の心的態度が表明されているとして、それぞれ疑問法、命令法、疑問法ということばをつかっている。「感嘆詞もまた、れっきとしたモダリティ表現である」(1980 : 159~160) といっているから、

it is possible と possibly

これを感嘆法とよんでおくことにする。

- (11) 「疑問文には付加疑問は継続しない」(稲木)「決してありえない」(Hudson)。

- (12) i Frank *probably* beat all his opponents, *didn't he?*

probably のような蓋然性をあらわす副詞がある場合には、Frank beat all his opponents が真であることを前提にしているから、「付加疑問としっかり納まるのは、付加疑問が下降調のときであり、上昇調のときには不自然である」(中右 1980: 202) は当然である。上昇調では、前提としたおなじ命題に疑問を発したことになる。

- (13) Quirk et al. (1985: 1446) には、これに平行するつぎのような例が示され、d について And Walter は、afterthought (追加表現) と説明している。

i. a I saw Merian and Walter.

b I saw Merian, and Walter.

c I saw Merian — and Walter.

d I saw Merian. And Walter.

References

DeCarrico, (1980) 'A counterproposal for opaque contexts' *LA* 6-1: 1-20

Erteschick, Shir (1977) *On the Nature of Island Constraint* Indiana Univ. Linguistics Club

...../Lappin, S. (1979) 'Dominance and the functional explanation of island phenomena' *Theoretical Linguistics* 6: 41-86

Greenbaum, S. (1969) *Studies in English Adverbial Usage* Univ. of Miami Press

Hanson, K. (1987) "On the subjectivity and the history of epistemic expression" *CLS* 23: 133-147

Horn, G. M. (1978) "Remarks on neg-raising" *Syntax and Semantics* 9 Academic Press

Huddleston, R. (1970) "Two approaches to the analysis of tags" *JL* 6: 215-222

Hudson, R. A. (1975) "The meaning of question" *Lg* 51-1: 1-31

Huebler, A. (1983) *Understatements and Hedges in English* J. Benjamin Pub. Company

稲木昭子 (1983) 「付加疑問について」『英語学論説資料』7: 169-182

葛西清蔵 (1981) 「* Did Frank probably beat all his opponents?」の構造」『北大文学部紀要』30-1

..... (1985) 「* Did Frank probably beat all his opponents?」の構造」(3)『北大文学部紀要』33-2

..... (1988) 「* Did Frank probably beat all his opponents?」の構造」(5)『北大文学部紀要』35-2

..... (1992) 「心的態度の一貫性」『英語青年』139-4

..... (1993) 「法表現の位置と段階性」『文化を言語』札幌大学外国語学部紀要 26-2

- …… (1994)「心的態度の一貫性と表現について」『北大文学部紀要』42-2
- …… (in preparation)「いわゆる MCP (主節現象) について」
- Langendoen, D. J.(1970) *Essentials of English Grammar* Holt Rinehart
- Lyons, J.(1977) *Semantics* II Cambridge Univ.Press
- McCawley, N. A.(1977)“What is the “emphatic root transformation” phenomenon?”
CLS 12: 384-400
- 中右 実 (1979)「モダリティと命題」『英語と日本語と』223-250
- …… (1980)「文副詞の比較」『文法』日英語比較講座 国広編 大修館 159-219
- …… (1981)「モダリティと命題—英語挿入節の場合」『現代の英語学』開拓社
- …… (1983)「文の構造と機能」『意味論』安井ほか編 研究社 558-626
- Ogle, R.(1981)“Redefining the scope of root transformations” *Linguistics* 19: 119-146
- Perkins, M. R.(1983) *Modal Expressions in English* Frances Pinter
- Quirk, R. et al.(1972) *A Grammar of Contemporary English* Longman
- …… (1985) *A Comprehensive Grammar of the English Language* Longman
- Schreiber, P. A.(1971)“Some constraints on the formation of English sentence adverbs”
LI 2: 83-101
- …… (1972)“Style adjuncts and the performative analysis” LI 3: 321-347
- Urmson, J. Q.(1963)‘Parenthetical verbs’ *Philosophy and Ordinary Language* Univ.of
California Press
- 安井 稔 (1976)「英語におけるモダリティについて」『文芸言語研究』言語論 1 筑波大学
文芸・言語学系
- Ziv, Y.(1985)“Parentheticals and functional grammar” *Syntax and Pragmatics in
Functional Grammar* (eds.) Boltensstein, A, M.et al.Foris Publications